医療法人丸山会　介護医療院 ケア大宮花の丘
タブレット型ケア記録アプリケーション・見守りセンサー連携システム導入仕様書

1 目的

当法人で実施される介護サービス（次項、2 対象業務を参照）に関して、業務効率化を図るため
タブレット型ケア記録アプリケーションと見守りセンサー連携システムの導入・整備を行う。

2 対象業務

（1）介護医療院

上記事業における介護記録関連業務の実施を主とする。

3 ソフトウェア基本要件

（1）介護保険業務支援ソフトウェアの運用にあたり、ソフトウェア・ハードウェア等のセキュリティ対策に配慮するなど、利用者の個人情報の取り扱いに十分注意すること。

（2）ソフトウェアの導入にあたり、担当者への教育、指導を行うこと。

（3）介護制度改正により内容の変更が発生した場合には、追加料金が発生しないバージョンアップにて対応できること。

（4）導入後に年間保守料金が発生しないこと。

（5）データの保存はメーカーが指定する方法でバックアップする事を原則とし、定期的かつ自動的にバックアップを行えること。

（6）障害が発生した場合においては、納入業者が速やかに原因を特定（ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク上の問題の切り分け）を行い、対応処理が可能なこと。

（7）訪問対応以外の電話、オンラインリモート対応などについては保守費用に全て含むこと。

（8）既存介護支援システム（ほのぼのNEXT）との連携が可能なこと。

4 システムの構成

（1）システム

対象業務の情報を集約するクラウド（ASP）型システムとする。

タブレット型ケア記録アプリケーションは、既存の介護業務支援システム「ほのぼのNEXT」と連携可能なCare Paletteとする。

（2）タブレット端末

Apple製iPadを20台納入すること。Care Paletteのメーカー動作保証対象機種とし、必要な初期設定及び動作確認を行うこと。

（3）見守りセンサーとの連携

別途調達するパラマウントベッド株式会社製「眠りSCAN」と連携可能なシステムとし、必要な連携機能の導入及び設定を含めること。

なお、眠りSCAN本体の調達は本入札の対象外とする。

5 システム稼働施設

介護保険業務支援システムを稼働する施設は、下記施設とする。

・介護医療院ケア大宮花の丘

6 ソフトウェア

（1） NDソフトウェア(株)社製 「ほのぼの」シリーズ介護保険対応版 ほのぼのNEXT Onlineプラットフォーム型に接続する機器（Care Palette・ほのぼのIoTクラウド）であること。

（2） Care Paletteは20ライセンスで積算すること。

（3） 上記の施設にてデータの登録、参照が行えること。

（4） 5年間分の使用権ライセンスとする。

（5） 以下内訳参照の上、見積書を作成すること。

ソフトウェア製品内訳

商品名	数量
OL ほのぼの IoT 接続ツール(NEXT) 使用権パック	1
ほのぼの IoT クラウド 利用料	1
OL NEXT Care Palette(Voice fun mobile) 接続ライセンス 使用権パック	0
OL NEXT Care Palette(Voice fun mobile) 接続ライセンス 使用権パック(5 本セット)	0
OL NEXT Care Palette(Voice fun mobile) 接続ライセンス 使用権パック(10 本セット)	2
online プラットフォーム使用権パック(Care Palette 用)	0
online プラットフォーム使用権パック(Care Palette 用)(5 本セット)	0
online プラットフォーム使用権パック(Care Palette 用)(10 本セット)	2

7 インストール・初期設定について

（1）上記ソフトウェアの導入に伴い、インストール・初期設定に関わる費用を全て含めること。

（2）操作説明が必要な際は操作説明を行う事。また、操作説明に関わる説明費用・導入初期の交通費用等も含めること。

8 機能強化・法改正対応・メンテナンス

（1）システム保守については、リモートメンテナンスまたは納入業者独自のサポート体制を講じ、責任をもって、サポートを実施すること。

（2）介護保険業務支援システムにおけるソフトウェアのバージョンアップ及び法改正への対応は、全てメーカー担当者が作業をすること。

（3）システムが立ち上らないなどの不具合が生じた際は、納入業者が一時窓口となり、問題の切り分けを行うこと。（ハブ、ルーター、LANケーブル等のネットワークトラブル対応）

（4）メーカー運営のコールセンターを利用できること。

8 セキュリティ

（1）介護保険システムは重要な個人情報を扱うため、個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行うこと。

（2）導入時に担当者への教育，指導を行うこと。

9 導入作業

（1）ソフトウェアのインストール作業については、メーカーが行うこと。

（2）システム稼働時の操作研修について、対象職員に対し稼働前後のシステム教育期間を設け、
ソフト使用開始時期に合わせて、スムーズに稼働できるよう責任をもって実施すること。
（3）教育及び導入作業は必ずメーカーのインストラクター及びメーカーインストラクター同等の知識を
有する者が実施すること。

以上